

令和 8 年第 5 回教育委員会議事録

令和 8 年 3 月 4 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和8年3月4日（水）午後2時00分～午後2時32分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正宏 委 員 對馬 初音

委 員 伊井 希志子 委 員 前田 小百合

委 員 大川 康德

出席説明員 事務局次長 井上 純良 学校整備・支援担当部長 高山 靖

生涯学習部 担当部長 武井 浩司 庶務課長 近藤 高成

学校ICT 担当課長 松下 征弘 教育人事・指導課長 松尾 了

教育人事・指導課 統括指導主事 柿添 剛広 学務課長 森 令子

特別支援教育課長 就学前教育 支援センター所長 有坂 直子 学校整備課長 安川 卓弘

学校支援課長 中曾根 聡 生涯学習 推進課長 牛山 進一郎

済美教育センター所長 古林 香苗 済美教育センター 統括指導主事 清水 里恵

済美教育センター 統括指導主事 齊藤 敦 済美教育センター 教育相談担当課長 岡部 洋右

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 0名

会議に付した事件

議案

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 議案第21号 | 杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 議案第22号 | 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 議案第23号 | 杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第24号 | 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 議案第25号 | 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 議案第26号 | 杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 |

報告事項

- (1) 杉並区教育委員会と学校法人藤村学園との連携・協力に関する協定について

目次

議案

議案第21号	杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を 改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第22号	杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部 を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第23号	杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営 に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	4
議案第24号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行 規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	6
議案第25号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規 則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	6
議案第26号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に 関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	6

報告事項

(1) 杉並区教育委員会と学校法人藤村学園との連携・協力 に関する協定について・・・・・・・・・・	8
--	---

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和 8 年第 5 回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に大川委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案 6 件、報告事項 1 件を予定してございます。以上でございます。

教育長 では、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、キャッシュレス決済の導入に関するということと関連がございますので、次に申し上げます 3 議案を一括して上程させていただきます。

日程第 1、議案第 21 号「杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 2、議案第 22 号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 3、議案第 23 号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、以上 3 議案につきまして、私の方からご説明を申し上げます。

区では、デジタル化推進基本方針及び第二次杉並区デジタル化計画によりまして、デジタル技術を活用した区民サービスの向上のため、手数料や使用料の支払いに関してキャッシュレス決済の導入を進めているところでございます。

この度、学校開放としての学校施設、社会教育センターにつきまして、使用料等の支払いにインターネット上でのクレジットカード決済を導入するとともに、杉並第十小学校温水プールの券売機で電子マネー、コード決済を導入し、本年 3 月から納付を可能とすることといたしました。

現在、各区立施設の設置条例では、区立施設の使用料の納付時期を「使用許可の際」とすることを原則としていますが、キャッシュレス決済では、決済を代行する事業者から区に納付されるまでに数か月を要することとなり、原則どおりにはならないところでございます。

このような例外に対応するため、各条例では、これにより難い場合の「納付時期の特例」を教育委員会規則で定めることとしてございまして、今般規則改正を行うものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第 21 号「杉並区立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。議案の最後に添付してございます新旧対照表の第 5 条をご覧くださいと思います。条例第 3 条におきまして、使用料の納付時期は使用許可の際とされているところでございますが、これの特例として、決済を代行する事業者である指定納付受託者に納付を委託した時を認めることとするものでございます。

この指定納付受託者でございますが、地方自治法の制度でございます。社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的に、導入された制度でございます。

また、指定納付受託者の指定は区長が行うものでございます。

実際の手続でございますが、インターネット上の施設予約システムである「さざんかねっと」で予約をする際、クレジットカード決済を可能とするものでございます。

次に、議案第 22 号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、学校施設と同様の改正のほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

社会教育センターにつきましては、指定管理者制度が導入されてございまして、施設の利用料金は当該指定管理者の収入となるものでございます。このため「さざんかねっと」で支払われた利用料金につきましては、同額を区から指定管理者に支払うこととしてございます。

次に、議案第 23 号「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございますが、この温水プールにつきましては、券売機でのキャッシュレス決済を可能とするものでございまして、使用料の徴収時期の特例の追加に加えて、第 4 条の使用の申請に係るみなし規定を設置するものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日は、議案第 21 号及び第 22 号は令和 8 年 3 月 16 日とし、議案第 23 号は公布の日としてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

では、ないようでございますので、それでは、教育長、議案の採決を

お願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対して、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議はございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 21 号から第 23 号までについて、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議はございませんので、議案第 21 号から第 23 号までについては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、職員の給与の振込手数料に関することとして関連がございますので、次に申し上げます 3 議案を一括して上程いたします。日程第 4、議案第 24 号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 5、議案第 25 号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 6、議案第 26 号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」、以上 3 議案につきまして、私の方からご説明を申し上げます。

区の職員の給与でございますが、その振込については口座を二つまで振り分けることができるところでございます。二つ目の振込先、第 2 口座と申しますが、これは職員により様々でございますけれども、ローンの支払い用であるとか、貯蓄用であるとか、メインとなる生活費の支払い用と口座を分けて管理ができるため、多くの職員が活用しているものでございます。

この第 2 口座への振込手数料につきましては、これまで振込先の金融機関が無料としている場合は無料と扱っておりますが、振込先の金融機関が有料としている場合には、当該手数料を当該職員の負担とし、給与から控除を行っているところでございます。

また、現在、第 2 口座の金融機関が区の指定金融機関であるみずほ銀行及びみずほ信託銀行である場合は、本店・支店に関係なく無料となっております。しかしながら、昨年、みずほ銀行から令和 8 年 4 月より区を管轄する荻窪支店以外の口座への振込手数料を有料化するとの連絡があり、その中で第 2 口座がみずほ銀行荻窪支店である場合に限り、振

込手数料を無料とするという旨の通知があったところでございます。このことに伴いまして関係する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明申し上げます。はじめに、議案第 24 号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。議案に添付しております新旧対照表をご覧くださいと思います。

第 2 条で、第 2 口座への振込手数料を無料とする金融機関から、区の指定金融機関を削り、教育長が指定する金融機関のみとするものでございます。

この度、削る指定金融機関でございますが、日々多く行われる区の出納事務を区が行うことは非常に困難であることから、公金の収納、または支払いの事務を行わせる金融機関のことでございます。

区の指定金融機関につきましては、みずほ銀行でございまして、統合前の富士銀行の頃から指定金融機関となつてございます。

なお、教育長が指定する金融機関につきましては、この後、給与等の口座振替に関する要綱において、みずほ銀行荻窪支店と定める予定でございます。

次に、議案第 25 号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第 24 号と同様の改正を行うものでございます。

また、議案第 26 号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、議案第 24 号と同様の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

最後に附則でございしますが、いずれの議案につきましても、施行期日を令和 8 年 4 月 1 日としてございます。

なお、いずれの議案も条例の規定に基づく特別区人事委員会の協議を経ております。また、区の事務部局でも同様の改正を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読につきましては省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

こちらよろしいですか。

それでは、意見等ございませんので、教育長、採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第 24 号から 26 号までについて、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 24 号から第 26 号までについて、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「杉並区教育委員会と学校法人藤村学園との連携・協力に関する協定について」につきまして、引き続き私の方からご説明申し上げます。

それでは、資料をご覧くださいと思います。この資料の 1 番「目的」をご覧くださいと思います。学校法人藤村学園（東京女子体育大学）との連携・協力による教育の質の一層の向上や、教育施策への専門的知見の反映及び教員の負担軽減等の推進を図ることを目的とした協定を締結するご報告でございます。

項番 2 をご覧くださいと思います。資料に記載の 5 点を「連携・協力事項」といたします。(1) 中学校部活動の地域連携、地域展開の取組に関すること。(2) 区立学校における児童・生徒への学びの支援に関すること。(3) 区立学校の教職員の負担軽減に資する活動に関すること。(4) 学校法人藤村学園（東京女子体育大学）の専門的な知識を活用した、子どもや保護者等の学びに関すること。(5) (1) から (4) に掲げるものの他、両者が必要と認める事項に関すること、としてございます。

特に、本協定は (1) の中学校部活動に関しまして、大学生に協力を頂くことを念頭にこれまで計画を進めてきたものでございますので、そこを中心として、学校支援課を窓口を取組を進めてまいります。

3 番「活動内容」でございますが、連携・協力を円滑かつ効果的に推

進するため、定期的に意見交換を行います。意見交換においては、「連携・協力事項」に係る具体的な取組の内容や実施方法及び役割分担等について協議を行い、合意した計画を協働して進めていくものいたします。

最後に、4番「今後の予定」でございますが、3月23日に協定締結を区役所本庁舎の方で行いまして、4月以降に意見交換の場を設定し、具体的な連携・協力活動について取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。前田委員、お願いします。

前田委員 ご説明ありがとうございます。二つ質問がありまして、一つは中学校部活動の地域連携や地域展開の取組に関することというのが（1）にありますけれども、ということは、中学校を中心とした連携ということになるのか、また小学校にもあるのかというのが1点、お聞きしたいです。

学校支援課長 まずは中学校の部活動の地域連携・地域移行ということで、現在部活の改革を進める中で、スポーツの指導者人材がまだまだ不足しているなというところがございますので、そうした中で大学生の力を生かしていきたいというのがあります。

大学側もそうした地域の活動に参加した学生を単位として認めていくと、そんなことも予定しておりますので、まずはそこから始めたいというものでございます。

前田委員 ありがとうございます。これまでもほかの大学とも、部活動ではない取組で連携していたと思うのですが、その取組のやり方を参考にしながらやっていく感じになるのでしょうか。というのも、取りまとめをどこがやるのかなというのが気になります。例えば学校支援課が学校さんとやっていくのでしょうか。地域展開は基本的には学校支援本部が学校単位でやると思うのですが、どこが責任を持って、例えば学生さんの単位の認定も含めるとなると、どういう活動をしたかなど、情報共有していかなければいけないのかなと思うのですが、どういう役割分担をしながらやるのかなというのが気になりました。

学校支援課長 例えば外部指導員ですと、今、部活動の顧問の先生がいて、そこに技術補助的に入ると。そんなところが、まずは今回の協定で

学生に期待する役割としては大きいのかなと思います。そうした場合は各学校の校長先生と連携をとりながら管理というか、していくことになるかと思います。

そうした中で一定の実績を持った学生が、これはほかの自治体でも既に先行して大学と自治体で取り組んでいるのですが、授業の単位として取り組んだ学生が、その後部活動指導員とか、より自発的な意思によって、部活動の取組に関わっている例がありますので、そうした展開につながっていくといいかなとは考えております。

前田委員 ありがとうございます。先ほどお話ありましたけれども、割と学年が下のうちから学校現場を見てもらって、学校というのはどういうところかというのをイメージしてもらうことも、学生側にもとてもメリットがあるというお話もありましたし、中学校ということと言えますと、多分年齢が近い大学生に来てもらうことで、少し年上の方との関係性とか、憧れも含めて、いろいろな気付きも生まれるのだろうなと思います。

ちなみに、どれぐらいの期間やるとかというのは、この提携、例えば何年とか決まっているのですか。

学校支援課長 基本1年単位なのですが、何もないとすれば継続していくことになります。

前田委員 ありがとうございます。まずは来年度からだと思うのですが、是非いい取組にして、多分今、地域展開、施策としてはあるけれども、人が足りないとか、始まってみると、まだまだやらなければいけないことはたくさんありそうですので、是非一つの支える施策となるように、よろしく願いいたします。

教育長 今、明星大学との連携はどこが取りまとめてやっているのか、誰かご説明してくれますか。

済美教育センター所長 明星大学とか早稲田大学とか、幾つか協定を結んでいるのですが、そちらは済美教育センターの方で担当してやっております。

教育長 具体的には。

済美教育センター所長 高千穂大学と明星大学に関してはインターンシップということで、大学側からこのぐらいの数の学生がこういう内容で、という依頼が来ますので、それをこちらで学校へ紹介をして、学校に手

を挙げてもらって、大学へ返してということで、学校と大学がつながってからはもう手は引くのですが、そこまでをセンターでやっております。

教育長 あと補足ですけれども、藤村学園、東京女子体育大学は中高の体育の免許が取れるのですね、中学校がメインなのですけど。併設で短大を持っていて、この短大の方で小学校の免許が取れるので、多分小学校の観察実習みたいなものも含めて連携できるかなと。実際、今、こちらの大学の卒業生が本区の先生になっている例もありますので、多分そういう連携も進んでいくのだろうなと。

済美教育センター所長 今、協定を結んでいるほかの大学さんも、小学校の校内別室の支援員という形で来てくださっている学生さんもいますし、他自治体で私が小学校に勤務していた時には、こちらの藤村学園の大学生の方にスポーツテストだとか、水泳の授業の時に大いに支援をしていただいたこともあるので、連携が進んでいけば、いろいろなアイデアが広がっていくかなと考えます。

前田委員 ありがとうございます。多分学校と大学の直接のやり取りになると思うのですが、例えば違う小学校の先生たちが見て、こういうことをやってみたいとか、その辺の情報共有とかノウハウの蓄積とか、そういうところも、是非 IT も使いながらやっていただけるといいなと思っております。是非よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。對馬委員、お願いします。

對馬委員 ありがとうございます。とても新しい、学生さんにもプラスになるいい取組だと思うのですけれども、先ほどセンター所長がおっしゃってくださったように、ほかの大学は多分授業とかのサポートが中心になってくるかと。今回新しいのは、部活動にというところが結構大きな違いといいますか、目玉なのかなと思うのですが、東京女子体育大学さんはやっぱり女子大さんなので、男の子の部活というか、男の子中心の部活の指導が女子大生にできないというわけではなくて、男の子も男の子の先輩とかが来てくれるとうれしいのかなという気もするので、ほかの早稲田大学さんとか高千穂大学さんとか、共学のところも部活動に関わってくれるとか、そういう方向になってくるとより広がるのかなと思いました。以上です。

伊井委員 ありがとうございます。とても期待できる取組だなと思うのですけれども、学校によってはテスト期間の前とか、いろいろな形で夏

休みとかに学習指導教室とかを開設しているところもあるので、今回は部活動中心にということですが、(2)(3)(4)のいろいろな教育課程のことにも、また校内別室でもというお話が先ほどございましたが、様々にお力を借りるような広がりができるといいなと願っております。よろしくお願いいたします。

庶務課長 今のお話の中で、ちょっと私と中曽根でいろいろ話をしてい
る中では、例えば部活動ということで学生たちに来ていただくというところを、その部活動だけにとどめないで、広く学校での経験とか、知識の蓄積につなげていっていただければ、それが学生にとって何よりの成果なのかなとちょっと考えております。

一方で学生さんは非常に忙しい状況でございまして、例えば授業の合間を縫って来ていただくであるとか、あとは例えば土曜日とか日曜日に、所属している部活動自体がワンパッケージで、例えばどこかの学校が協力してくれるとか、杉並区の中学校体育連盟の取組に協力してくれるとか、そういったこともちょっと想像しながら、いろいろ考えていくのですが、基本的な方針といたしましては、部活に限らない、もう少し幅広の学校の活動についていろいろ経験をしていただいたりとか、そういった形にしていくのが、学生にとって何よりの成果なのかなと考えて進めてまいりたいと考えてございます。

ほかはどうですか。大川委員、お願いします。

大川委員 今回の取組も新しいもので、とても面白いのかなと思います。私からは意見というか、協定ですから、法的な拘束力はないのですよね、契約と違って。そうすると協定と契約との違いには気をつけておかなくてはいけないのではないかと。法的拘束力がないということと、あと対価性がない。何かをやってもらって、それに教育委員会がお金を払うわけではないから、そういう時に注意しないといけないのは、お互いのメリットはどんなことがあるのかとか、デメリットはどんなことがあるのかを意識していかないと、例えば片方にだけ負担が偏ったり、お互いに何もメリットがないのに、法的拘束力がないから気がついたら自動更新でずっと続いていて、誰も知らないおぼけみたいな協定が残っているということになったり。民間の場合だと自動更新条項のある契約で、気がつくと、こんなのあったということがやはりあるのですよね。

ですので、そういうことに気をつけていただくために、やはり先方の

藤村学園さんとしてのメリットはどんなものがあるのというのを、学生さんにメリットがあればいいのですけれども、学校法人としてどんなメリットがあるのかということも気をつけていただいて、教育委員会としても具体的なメリットはどんなことがあるのか気をつけていただくのと、あとは幽霊みたいな協定を残さないためには、情報公開をきちんとしていただくということも気をつけていただければと思います。

庶務課長 ありがとうございます。

前田委員 これ、また来年度、途中経過でも、何人来て、どんな活動ができたかというのは報告していただけるとありがたいので、是非お願いします。あと、学校現場にいろいろな人が入ると、他地区ではいろいろな事件が、例えば教員の子どもの撮影とかもありますし、今ちょっと大川委員が、協定となった時に法的な拘束力がない時に、例えば個人情報をどのように漏らさないようにするかとか、撮影は駄目だとか、そういうルールがどれぐらい結べるのかがちょっと気になりました。法的なものではないので罰則もそんなに強くできないのではないかとということも気になったりはして、協定にする良さはあると思うのですが、事件にならないような規制というところも十分検討いただかないと、本当に信じられないことが急に起こるということがやっぱりあるじゃないですか。そういうことになるとお互いにとってもよくないと思いますので、そこら辺はどのように規制をかけながら安全にやっていくかというのは、十分検討できるといいかなと思っています。

これまでの他地区の取組や、今までも高千穂大学さんとか入っているかと思いますので、そこら辺も参考にしながら、是非取組を進めてください。よろしくお願いします。

学校支援課長 頂いたご意見踏まえて取り組んでいきたいと思っています。協定だけを根拠に学校に入ることではなくて、例えば部活動の地域連携でいくと、外部指導員という事業があって、その人材として入るので、外部指導員としてはもう既に今多くの方が協力している状況の中で、その中で守るべきルールなんかは、その事業の中で整っているということでご理解いただけたらと思います。

また、先ほど大川委員から頂いた協定、これは報告の資料なのですが、協定書の方では、学生とか大学にとっての目的ということも同時に明記しながら、お互いにとっていいものになるという協定書としてまとめて

いきたいなというところでございますので、ご理解いただければと思います。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項 1 番についての質疑は終わらせていただきます。

報告事項は以上でございます。

教育長 以上で、本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。
庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 今後の教育委員会定例会についてでございますが、次回は年度末に差しかかっているところ申し訳ないのですが、3 月 25 日水曜日の午後 2 時からを予定してございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。